

外国人材マッチングプラットフォーム運営委託事業 「大阪外国人材採用支援センター」マッチング機関 規約

(名称)

第1条 本組織の名称は、外国人材マッチングプラットフォーム運営委託事業「大阪外国人材採用支援センター」（以下「本事業」という。）と称する。

(目的)

第2条 本事業の目的は下記のとおりとする。

- (1) 外国人材紹介等の事業を行う企業及び団体（以下、「マッチング機関」という。）と公益財団法人大阪産業局（以下「大阪産業局」という。）が連携し、人材採用に課題を持つ府内中小企業の課題解決支援を行う。
※マッチング機関のための顧客紹介事業ではない。
- (2) 事業の主旨に賛同するマッチング機関は、中小企業が外国人材採用に必要とするサポートおよびサービスを提供する。

(活動)

第3条 本事業は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大阪産業局は、採用戦略アドバイザーによるヒアリングやアドバイスなどを行う。
- (2) マッチング機関は、中小企業への専門知識やノウハウの提供および採用支援サービス（人材紹介や求人広告などの媒体・ツール等）の提供を行う。
- (3) 大阪産業局は、採用支援サービスの利用について、マッチング機関と相談企業とのとりつなぎを行う。

(参画条件)

第4条 本事業への参画にあたっては原則として次の条件を満たすこととする。

- (1) 中小企業が必要とする人材紹介や求人広告などの媒体・ツール等を活用した採用に関するサポートおよびサービスを提供することができる企業および団体であり大阪府域に拠点を有すること。
- (2) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。
- (3) 送り出し国または日本において合法的な事業者であり、外国人材に関する実績を有していること（所在地、連絡先、代表者、外国人材に関わる事業の責任者ならびに営業体制など会社基本情報、活動実績を示す説明書ならびに資料の提出。）
- (4) 代表者並びに事業に関わるすべての社員や外部委託先の人物が日本並びに送り出し国において反社会集団に属しておらず、また、いっさい関わっていないこと。

- (5) 日本及び送り出し国の法令を遵守すること。また、過去5年以内に日本及び送り出しにおいて、出入国管理及び難民認定法等の法令違反がないこと。あわせて本邦での労働において送り出し国での必要な手続きの案内を行うこと。
- (6) 特定技能については提携する登録支援機関と一体化したサービスの提供を行うこと。
- (7) 外国人材マッチングプラットフォーム運営委託事業が提示する本規約を理解し事業を行うこと。
- (8) 求人者から保証金を徴収しないこと。
- (9) 日本での職業紹介に対し求職者から紹介料を徴収しないこと。
- (10) 求職者に対する渡航費やビザ取得経費、日本語指導料、在留資格申請書類作成支援料など提供するサービスとその手数料は、あらかじめ定められた適正な金額であること。(料金表を提出すること。)
- (11) 求職者から何らかの対価、手数料を徴収するときは、それらの内訳を明記した領収書を発行し、それ以外の手数料および在留資格取得に対する報酬等はいっさい徴収しないこと。
- (12) 求職者が一つの在留資格申請とそれにかかわる準備、渡航、就労に関与したすべての業者には、その国の法令において定められた金額のいずれかを超えないこと。また一人の求職者に複数の事業者が課金している場合は、そのすべての課金の合計が国の法令において定められた金額のいずれかを超えないよう監督・指導する責任を負うこと。
- (13) 求職者の履歴等情報を本人の承諾なく変更(改ざん)しないこと。また、事実と異なる情報を第三者に対し提供しないこと。
- (14) 就労者への暴力、監禁、恐喝、執拗な売り込み、不当な圧力など不適切な商行為または人格や心身を傷つける行為は行わないこと。
- (15) 日本並びに送り出し国の個人情報保護法令に基づき個人情報が適切に保護されていること。(個人情報保護指針またはそれに代わる文書の提出ならびに公開を行うこと)
- (16) 本基準に違反が疑われた場合には大阪産業局の調査に全面的に協力すること。
- (17) 活動及び手続状況等、不定期による出入国在留管理庁の訪問監査に対応すること。
- (18) 本基準に違反が認められ参画取消の処分が発せられた場合、異議なく受諾すること。
- (19) 本基準に違反することによって大阪産業局に損害を与えた場合には損害賠償に応じること。

(参画申し込みの手続き)

第5条 参画手続きは下記のとおりとする。

- (1) 本事業に参画しようとする者は、本規約の内容に同意した上で募集期間中にホームページから「参画申込書」をダウンロードし必要事項をご記入の上、大阪産業局へ提出するものとする。
- (2) 前項の申込後、大阪産業局による審査を実施し、参画可否を通知する。参画可否に関する

る理由は開示しない。

(資格)

第6条 資格は下記のとおりとする。

- (1) 前条により参画を認められた後、所定の申込用紙を大阪産業局に提出した日にマッチング機関としての資格を有するものとする。
- (2) 資格の有効期間は参画した日の属する事業年度末までとする。ただし、事前にマッチング機関から大阪産業局に対して更新しない旨の意思表示がなく、かつ、大阪産業局が適当と判断する場合には、翌事業年度末まで更新できる場合もある。以後も同様とする。

(義務)

第7条 マッチング機関は下記の義務を負うものとする。

- (1) 本事業における事業責任者を設置し、大阪産業局と適時連絡を取れる状態にすること。
- (2) 支援対象者が必要とするサービス（人材紹介や求人広告などの媒体・ツール等の商品・サービス・ソリューション）を無償・または優遇措置をもって提供すること。
- (3) 本事業はマッチング機関の顧客紹介支援ではなく、中小企業の人材採用支援であることから本事業の目的・趣旨を十分に踏まえ、マッチング機関は相談に誠意を持って対応すること。
- (4) マッチング機関は、中小企業の相談に対応した際には速やかに大阪産業局まで報告すること。
- (5) 大阪産業局から紹介のあった案件について、毎月10日までに前月の状況を所定のフォームにてまとめて報告すること。

(社名の掲載・参画等)

第8条 マッチング機関については本事業WEBサイトへの社名及び提供するサービス内容の掲載を行う。但し、掲載場所・方法・大きさ等については、大阪産業局の判断によるものとする。

(個人情報)

第9条 個人情報の取扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 大阪産業局は、マッチング機関と連携した相談、プログラムの遂行に必要な場合でかつ支援対象者の同意がある場合を除き、本事業がイベント等で取得した個人情報をマッチング機関に提供しない。ただし、支援対象者がマッチング機関に直接情報提供した場合はその限りではない。
- (2) マッチング機関は、本事業活動を通じて取得した支援対象者の個人情報について、その保護の重要性を認識し、その取り扱いを適正に行わなければならない。また、当該個人情報を本事業の活動以外の目的に利用してはならず、これを漏洩し、または本人の同意な

く第三者に開示・提供してはならない。

- (3) 上記(2)の規定は、当該マッチング機関が資格の有効期間を経過し、本事業を脱退し、または、マッチング機関の資格を喪失した後も適用されるものとする。

(脱退)

第10条 マッチング機関は大阪産業局が別に定める脱退届を事前に提出することで、任意に脱退することができる。

(マッチング機関の資格喪失)

第11条 マッチング機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、大阪産業局からの通知等を要することなく当然にその資格を喪失する。

- (1) 参画申込時に事実と異なる申告を行ったことが判明した場合
- (2) 解散したとき
- (3) マッチング機関の義務を遂行しなかったとき
- (4) 目に余る営業行為など、本事業の名誉を傷つける又は目的に反する行為をしたとき
- (5) 参画資格を失ったとき、または、参画資格を有しないことが判明したとき
- (6) その他資格を喪失すべき正当な事由があるとき
- (7) 外国人材マッチングプラットフォーム運営委託事業が解散したとき

2 前項に従って資格を喪失したことにより、当該マッチング機関に損害が発生したとしても、本事業はその責任を負わないものとする。

(免責事項)

第12条 マッチング機関と中小企業間での一切の行為およびその結果について、問題が生じた場合は、マッチング機関は誠意をもって中小企業に対応しなければならない。また両者間で協議・解決するものとし、大阪産業局はいずれに対してもいかなる責任や損害賠償義務等も負わない。

2 前項の規定は、当該マッチング機関が資格の有効期間を経過し、本事業を脱退し、またはマッチング機関の資格を喪失した後も適用されるものとする。

(事業年度)

第13条 事業年度は5月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本事業の事務局は大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階に置き、運営は大阪産業局HR戦略部が担う。

(規約の変更)

第15条 大阪産業局は必要に応じ、本規約の変更ができるものとする。

2 大阪産業局は、規約の変更をしようとする場合には、マッチング機関にあらかじめ変更内容を通知または公表するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本規約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、令和5年5月1日から施行する。

以上。